

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R5下館河川事務所広報支援業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二木成1753	令和5年4月24日	(株)エム・シー・アンド・ピー 東京都千代田区紀尾井町4-1紀尾井町ビル	2120001041913	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は鬼怒川・小貝川の沿川地域を対象とした、水防災意識の啓発と向上に向けた広報活動の企画・実施、事務所SNSの情報収集、ポスター、パンフレットの印刷、事務所の取り組みの記録を行い、水防災意識社会の再構築へ向けた取り組みや下館河川事務所管内の事業を広報するための支援を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた企画提案書を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。 株式会社エム・シー・アンド・ピーは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	14,047,000	14,047,000	100.00%		
R5単価契約下館河川事務所不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二木成1753	令和5年8月10日	(株)宮本不動産鑑定事務所 茨城県猿島郡境町104-5	3050001013992	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、下館河川事務所が実施する河川事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第26の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)第4条第2項に規定する「格差率の補正」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的として行うものである。 本業務を遂行するためには、地域精通性の高い的確な不動産鑑定評価能力を担保しつつ、業者選定手続の透明性と公平性の確保を図るため、企画競争方式により選定を行った。 株式会社宮本不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	177.100 (基準単価)	-		単価契約 単価× 予定数量= 1,905,200
R5単価契約下館河川事務所不動産鑑定評価等業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二木成1753	令和5年8月10日	REA増田不動産鑑定事務所 代表者 増田 潤志 茨城県坂東市岩井4355-10	-	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 本業務は、下館河川事務所が実施する河川事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務のうち、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第26の規定に基づき求める不動産鑑定評価及び土地評価事務処理細則(昭和62年1月8日経整発第3号)第4条第2項に規定する「格差率の補正」等について不動産鑑定士に判断を求める意見書の依頼を行うことを目的として行うものである。 本業務を遂行するためには、地域精通性の高い的確な不動産鑑定評価能力を担保しつつ、業者選定手続の透明性と公平性の確保を図るため、企画競争方式により選定を行った。 REA増田不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を締結するものである。	非公表	177.100 (基準単価)	-		単価契約 単価× 予定数量= 1,905,200